

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都税条例施行規則の一部を改正する規則……………(主税局税制部税制課)…一
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局保健政策部)…二

告示

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…四
- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…四
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…四
- 河川法施行令による放置禁止区域の指定……………(建設局河川部指導調整課)…六
- 港湾施設の供用廃止……………(港湾局港湾経営部経営課)…六
- 港湾施設の変更……………(同)…六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…七

規則

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十八日

●東京都規則第二百十三号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

東京都知事 小池 百合子

別記第二十九号の様式中「過少申告10% 不申告5%15% 重35%40%」を「過(過少申告) 不(不申告) 重」に改める。

別記第五十四号様式中「過少申告加算金10%不申告加算金5%15%重加算金35%40%」を「過(過少申告) 不(不申告) 重」に改める。

別記第五十七号様式中「過少申告加算金10% 不申告加算金5%・15% 重加算金35%・40%」を「過(過少申告) 不(不申告) 重」に改める。

別記第一百十八号の様式中

円	
円	
計算の基礎税額	10%
	5・15%
	35・40%

を

円	
円	
計算の基礎税額	%
	%
	%

に改める。

五項において準用する場合を含む。)の規定」を「の規定(法第七条第一項の規定に基づく政令及び法第十三条第五項において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」に改め、同号ハからヲまでの規定中「の規定」を「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号ワ中「(法第二十三条(法第二十六条において準用する場合を含む。)、法第四十四条の七第九項、法第四十五条第三項及び法第四十九条において準用する場合を含む。)」の規定」を「の規定(法第七条第一項の規定に基づく政令、法第二十三条(法第二十六条において準用する場合を含む。)、法第四十四条の七第九項、法第四十五条第三項及び法第四十九条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」に改め、同号カ中「規定」の下に「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同号ヨからレまでの規定中「の規定」を「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号ソ中「規定」の下に「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同号ツ及びネ中「第二十六条において準用」を「第七条第一項の規定に基づく政令及び法第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用」に改め、同号ナ中「(法第二十六条において準用する場合を含む。)」の規定」を「の規定(法第七条第一項の規定に基づく政令及び法第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」に改め、同号ラ中「第二十六条において準用」を「第七条第一項の規定に基づく政令及び法第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用」に改め、同号ム中「(法第二十六条において準用する場合を含む。)」の規定」を「の規定(法第七条第一項の規定に基づく政令及び法第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」に改め、同号ウ中「第二十六条において準用」を「第七条第一項の規定に基づく政令及び法

第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用」に改め、同号キ中「(法第二十六条において準用する場合を含む。)」の規定」を「の規定(法第七条第一項の規定に基づく政令及び法第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」に改め、同号ノ及びオ中「第二十六条において準用」を「第七条第一項の規定に基づく政令及び法第二十六条において準用する場合並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用」に改め、同号ク中「第二十四条第三項」の下に「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同号ヤ中「第二十四条の二」の下に「法第七条第一項の規定に基づく政令、」を、「準用する場合」の下に「並びに法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合」を加え、同号マからエまでの規定中「の規定」を「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号テ中「第四十四条の四の規定により適用される」を「第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第四十四条の四において及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する」に改め、同号アからキまでの規定中「の規定」を「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」の規定」に改め、同号ユ中「第十四条の四の規定により適用される」を「第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第四十四条の四において及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する」に改め、同号メ及びミ中「第四十四条の四の規定により適用される場合及び法第五十条第三項」を「第七条第一項の規定に基づく政令及び法第五十条第五項」に改め、「準用する場合」の下に「並びに法第四十四条の四において及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合」を加え、同号シ中「第三十七条」の下に「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を加え、同号ト中「第五十六条第一項」の下に「(法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)」を

加え、同条第四十一号中「、薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)」を削り、同条第四十三号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第七百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 目黒区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画緑地事業第九十二号南一丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十八年十月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 収用の部分 目黒区南一丁目地内
 - 使用の部分 なし

●東京都告示第七百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 - 対象区域の地名地番 認定年月日
 - 豊島区東池袋一丁目十八番一、十九番一から同番三まで及び同番五から同番七まで 平成二十八年十月七日
- 二 認定計画書の縦覧場所
 - 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

●東京都告示第七百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 本郷赤羽
- 二 変更の区間 北区上十条二丁目六番一地先から同所八番十地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

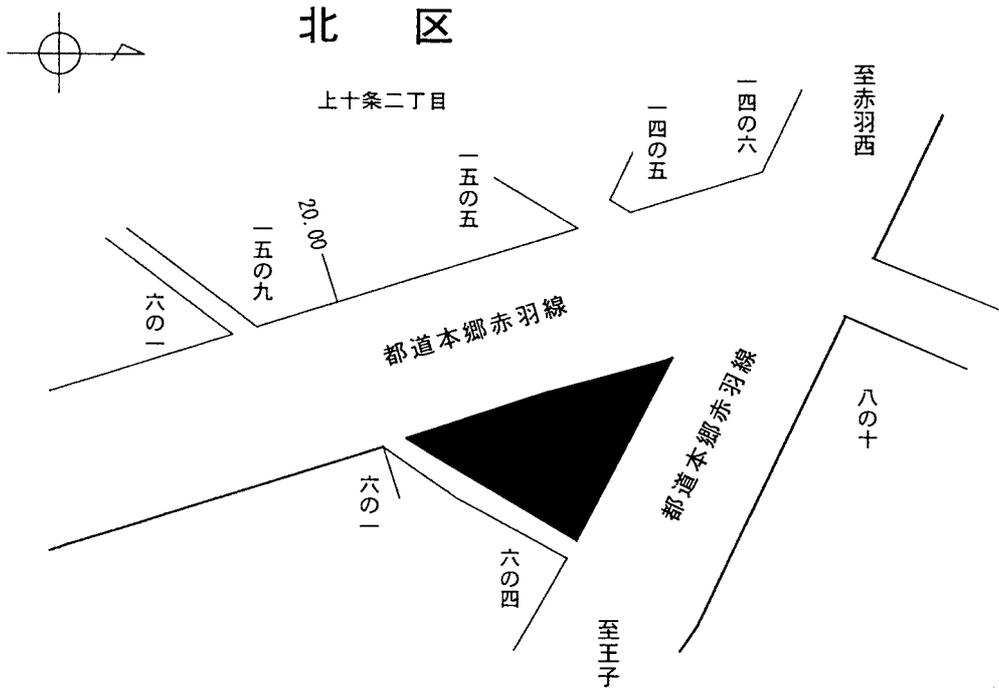
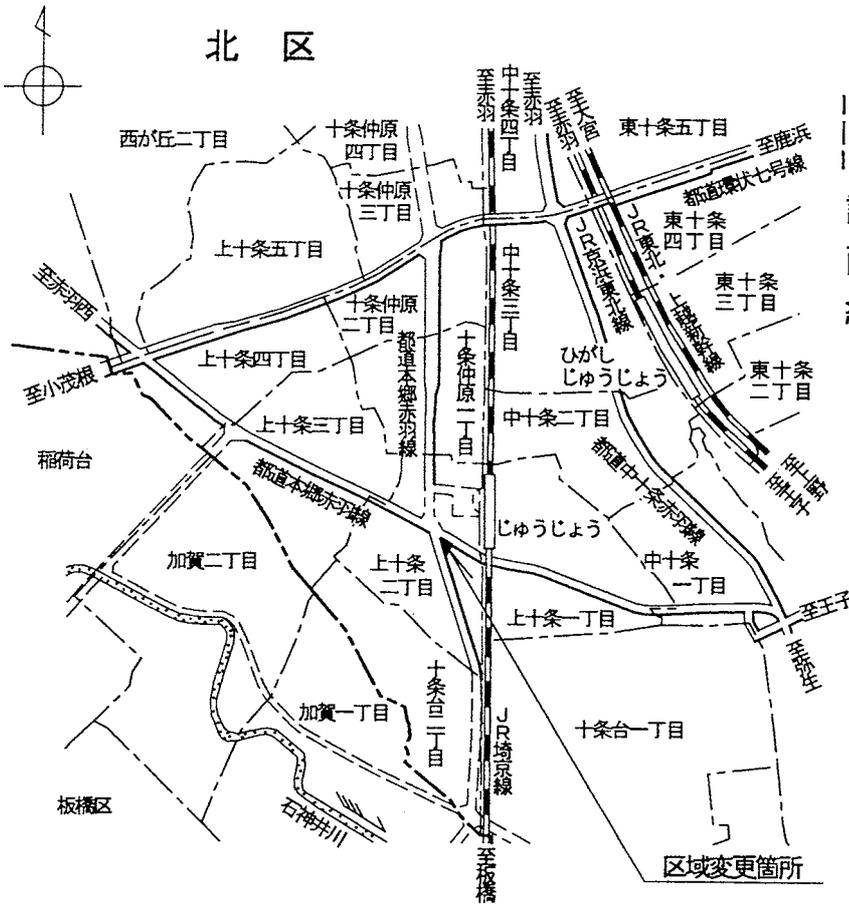
別図

都道本郷赤羽線区域変更略図

北区上十条二丁目地内

- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 三六・四二メートル
 面積 三六四・五四平方メートル
 計画線



医療・福祉に関するサービス事業を行い、社会全体の利益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人分析産業人ネット

三 代表者の氏名

澤田 嗣郎

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田淡路町二丁目六番地 淡路ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、分析技術が必要とする人や分析産業に関わる人に対して、人間の生活に必要な全ての製品の構造や環境に関わる分析技術の進歩を促進するため、調査研究、事業化支援、人材教育、ホームページや出版等による普及啓発、海外への普及啓発等の事業を行い、人材育成を通して分析技術の発展を図り、豊かな社会の実現と消費者の保護に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人花岡児童総合研究所

三 代表者の氏名

花岡 恒子

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市上連雀四丁目十六番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の①知的障害を持つ人々、②知的障害は持たないが対人関係が難しく社会適応しにくい人々、③介護を要する老人、及びその家族に対して、相談、並びにその障害や状態に応じた適切な社会適応及び生活自立に対する援助に関する事業と、不特定かつ多数の児童に対して健全育成を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人職業性疾患・疫学リサーチセンター

三 代表者の氏名

海老原 勇

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園一丁目三番十号 ハリファックス芝ビル二階 しばぞの診療所内

五 定款に記載された目的

この法人は、勤労労働者に関わる労働と健康のあらゆる問題に対し、労働者が直面する職業性疾病、健康に関する問題解決にむけた労働衛生、社会医学、社会科学的研究活動、情報提供活動、支援相談活動、労働安全衛生の普及啓蒙活動および教育活動の発展と改善をはかり、広く労働者の福祉の実現と精神的、身体的、社会的に健康で健全な労働生活の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

全衛生の普及啓蒙活動および教育活動の発展と改善をはかり、広く労働者の福祉の実現と精神的、身体的、社会的に健康で健全な労働生活の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市北町五丁目九百八十九号 西東京市東伏見三丁目六番

番一、同番十七、同番二十一 十九号 タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

一まで 西東京市芝久保町四丁目二

番十三、同番四十六、同番七十六、同番七十七及び二十二 十六番三十三号 株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

東久留米市滝山七丁目二番四 武蔵野市境二丁目二番二

番四 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

狛江市猪方二丁目百三十九番 西東京市東伏見三丁目六番

一の一 十九号 タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

東久留米市前沢四丁目二十六 西東京市芝久保町四丁目二

番七の一 十六番三十三号 株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

府中市紅葉丘三丁目四十五番
三十四から同番四十一まで

府中市紅葉丘三丁目四十四
番地六

有限会社三輪建材店

代表取締役 三輪 一彦

東久留米市滝山三丁目十番二

西東京市芝久保町四丁目二

十六番三号

株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001

